

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 庶務課
部署の業務内容	人事、勤務時間、庁舎管理、予算、決算、物品等の事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者、生産者等からお話があった場合、丁寧に回答している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等の対応方法はルール化されているが、苦情等はなかった。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地元の方に土地改良事業の効果PRを行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		×		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われていると言えるか（産業振興サイドに偏っていないと言えるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 管理課
部署の業務内容	土地改良財産(国造成施設)の管理及び点検整備並びに操作運用に関する事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	安全で安心した農産物供給ができる農業基盤整備事業を行っているため、土地改良区、受益者から苦情があった場合は対処している。その後、苦情の連絡を受けたことはない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事実確認を行った上で速やかに上司に報告、連絡、相談をし対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農業祭等のイベントに参加し、一般の方々に対し食に起案心を持ってもらえるよう土地改良事業のPR活動を行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	業務において、発注どおり仕上がっているか、業者を監督し作業を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 食の安全供給に関する農業生産基盤の確立に向けた仕事を 行っている。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	生産基盤の確立が主な仕事であるが、ひいては川下の対策にも 寄与しているものと考えている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全供給に関する農業生産基盤の確立に向けた仕事を 行っている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 調査設計課
部署の業務内容	○事業の実施に関する企画及び調整 ○工事の実施に関する調査事務及び関連事業との調整、他省庁や関係機関との調整 ○工事の実施に関する設計及び調整

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	工事の実施に関する調査及び設計に際して、地域住民等関係者に対する説明会を開催し、工事内容に係る意見や要望等を把握し、調査、設計に反映している。 工事の実施に際して、地域住民等関係者に対する説明会を開催し、工事内容に係る理解や賛同を確認している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請の内容を把握した後、設計や工事内容等の調整を行い、地域住民等関係者の理解や了承を受けるようにしている。 苦情、要請の内容によって対応窓口を決めており、担当窓口が内容について把握した後、所内会議で対応について検討し、検討結果に基づき対応することとしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	事業や工事の目的・役割等を説明し意見や要望を把握するため、施設見学会を実施している。 施設見学会の参加者からの見学結果に係るアンケート調査結果による。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	調査設計業務の監督
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	安全な食料を生産するために必要な農地の保全、農業用水の水質及び用水量の確保、及び農地・農業用施設を保全・管理する人材や組織を維持、確保すること。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後業務の点検をおこなったが、事業実施対象地区では飼料用作物として青刈りとうもろしを生産する計画となっており、BSEの発生メカニズムとは関係しないと判断した。環境への影響について専門家による委員会を開催し、定期的にチェックを行っている。 生産農家自身が国民の健康を守るために必要な安全・安心な食料を生産、提供することを第一義としており、事業の推進、工事の実施にあたって第1に要請・要求される事項である。農業用水の水質や土壌の試験を実施し、環境基準内にあるか確認している。 農業用水の水質や土壌の試験を実施し、環境基準内にあるか確認し工事を実施していることから、フードチェーンの影響を心配する必要はない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 工事第一課
部署の業務内容	○工事・業務発注のための入札、契約事務 ○工事発注のための設計、積算及び工事監督業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	用水路工事施工に際し、土地改良区、受益者に対し使いやすく問題の生じない施設構造にするため説明会を実施し、理解いただいた。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	地元意見を取り入れた施設整備計画の工事施工により、安定した農業用水の流下状況を現地確認して喜んでいただいた。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	地元要望等については、制度上施行できる範囲で丁寧に説明・対応して工事施工し、問題は生じていない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	要請事項等の対応方法は、関係課で整理検討し上司に説明後、所内統一して処理した。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	受益者を対象に完成した農業水利施設の施設研修会を開催・説明して、事業効果が発現していることが理解された。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	工事施工に先立ち、土地改良区及び受益者が維持管理、使いやすい施設とするため説明会を開催し理解されている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	制度上できる範囲で極力対応しており問題は生じていない。
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	関係課で処理方針を検討処理後、上司に報告、所内整理して上部機関に説明し了解後処理した。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
農業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	使いやすい施設の造成・管理のため、土地改良区と打ち合わせ調整した。 業界等への工事・業務発注及びその監督業務を実施し問題はなかった。
	農業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	業界側の工事等のダンピング受注により品質確保への悪影響、安全対策の不徹底、下請け企業へのしわ寄せ等から低品質な施設造成が懸念される。このことから受益者、施設管理者、一般消費者が求める安全で安心できる生活確保のため、積極的に一般競争入札を導入実施した。
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 農業基盤である取水施設及び農業用水路施設改修により、正に農産物が安定的に生産・供給されている。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	本事業地区は、Cd汚染地帯で地下水利用が多い地域であることから、工事により土砂を乱し地下水、ほ場等へ混入する危険性が懸念されることから、生活用水、農産物への影響がないよう掘削土砂は全て処分した。 土質試験を行い問題ないことを確認した。 工事ヶ所の掘削土の土質試験を実施し、Cd値が自然界における数値以上であることを確認して処分した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	工事等の品質確保（低品質な施設造成防止）、安全対策の徹底、下請け企業へのしわ寄せ防止のため、緊急公共工事品質確保対策を実施した。また、不良・不適格業者排除のため、積極的に一般競争入札を導入実施した。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 工事第二課
部署の業務内容	農業農村整備事業における調査・設計・積算・工事監督等の業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	常日頃より工事实施に当たって受益農家や地域住民から苦情・要望があった場合には、懇切丁寧な対応に心がけている。具体的には住民から融雪用水手当、養鯉用水手当の要望について懇切丁寧な対応を行った結果、工事に全面的な協力を得ることができた。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発を受けた場合は上司へつなぐ、いわゆる「報・連・相」を徹底している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	事業に対する再評価を5年ごとに行い、必要に応じて見直しを行う。また、事業の再評価に当たっては広く国民の意見(パブリックコメント)を聞くこととしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	農業農村整備事業に係る工事实施に伴う建設コンサルタントや建設業者への発注業務及び関東業務など。
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		×		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	良質な農業用水の確保とカドミ対策 工事实施に当たっては動植物・水質・地下水等の環境に与える影響について調査し、大学教授や学識経験者で構成する環境保全整備計画委員会に諮って、工事に反映させている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 施設機械課
部署の業務内容	平鹿平野(一期二期)事業地区における土地改良事業の施設機械に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	常に、土地改良区、受益者の意見を聞き、生産者が消費者へ安全な農作物を提供出来るように対処している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	(局)及び事業所内に工事・業務検討審査委員会が確立されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	不特定多数の国民に土地改良事業の効果・PR・イベントを行い食の安全・安心を常に提供しており、政策に反映されている。また、地元説明会を開催し事業効果が、発現されている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	工事において図面・仕様書とおりに出来ているか、工事請負業者を監督する義務がある。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	水路・水田の土壌に含まれるカドミウムが工事をするにより発散しないよう、対策を講じ汚染米とならないよう防止している。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	土壌や水質など環境への影響がないよう、配慮しながら工事を行っている。また、工事による環境への影響について専門家による定期的な委員会を開いている。	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○		生産基盤を整備することにより、食料の安定など国民の安全につながっていると考えている。生産基盤の整備であっても結果的には、川下まで効果はあると思う。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○		
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○		
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×		
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×				
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 皆瀬支所
部署の業務内容	頭首工建設工事2件、幹線用水路工事1件について、工事实施のため、協議、設計、積算、現場監督を実施し工事の完成を図る

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	工事实施にあたり、地元説明を通じて地元の意見を聞き、トラブルが生じないように調整を図っている。また、通行、騒音など地元住民に配慮し実施しているため、苦情等は無く、評価を得ていると考えている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	所内会議を開き対応方針を決定し、内容によっては農政局担当者に報告し指示を得る。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	事業内容や効用について、地元説明会や視察、見学等でPR活動を行っている。また、小学校教育の一環としての農業学習についても場を提供するなど、農業について理解が深まるよう協力している。地元説明会などで意見のあった内容については、打合せ記録を所内回覧し共通の認識をもって事業の進捗を図るよう取り組んでいる。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	工事の監督
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	工事における現場発生材の適切な処理。工事発生土の土壌成分の確認と処理。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	事業所として、工事が環境に与える影響について調査し、工事に反映させている。また、環境調査については定期的に専門家による委員会に諮っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	